



Title	操作(manipulation) の倫理学 : 論点の概観
Author(s)	石田, 柊
Citation	ELSI NOTE. 2021, 14, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87542
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



操作（manipulation）の倫理学： 論点の概観

Authors

石田 終

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員

※ 本 ELSI ノートにかかわる文献調査は、JST 社会技術開発センター『人と情報のエコシステム』領域』『脳情報科学領域との熟議を通じたテクノロジーアセスメント実践』（研究実施者：標葉隆馬）の一環として行ったものである。また、文献調査にあたってオックスフォード上廣派遣留学制度 2020/2021（奨学生：片岡雅知）の助成を受けている。

目次

エグゼクティブ・サマリー	3
はじめに	5
1. 背景の説明	7
2. 操作の定義問題	9
2.1. 形式的側面	9
2.2. 実質的側面	11
3. 操作の規範問題	13
3.1. 予備的議論	13
3.2. 操作はなぜ悪いのか	14
おわりに	18
参考文献	18

エグゼクティブ・サマリー

- 諸外国の脳神経倫理ガイドラインや関連するレポートでは、「**操作 (manipulation)**」が重要な倫理学的概念としてたびたび言及される。たとえば、同意や意思決定の能力が弱い人々からのインフォームド・コンセントの取得にかかわる問題や、脳神経科学の知見を広告やソーシャルメディアに応用する場合に生じる倫理的懸念に、操作が大きく関連するとされる。
- 倫理学では、操作は「**影響力行使のうち理性的説得でも強制でないもの**」と暫定的に定義される。倫理学のうち、操作を主に論じてきたのは、医療倫理学¹、ナッジの倫理学、およびビジネス倫理学²である。
- 操作について、倫理学では大きく分けて二つの問題がある。
 - 記述的問題：操作とは厳密にはどのような行為か。
 - 規範的問題：操作が倫理的に悪いのは、どのような場合で、またなぜ悪いのか。
- 記述的問題については、これまで以下のことが提案・検討されてきた。
 - どのように影響力を行使するか、対象者にとって有益かどうか、対象者が気付くかどうかなどによって、「操作」は様々な形をとりうる。
 - 操作の中核的要素として、「**熟慮の迂回**」、「**ミスリーディング**」、および「**圧力**」の三つが有力案として検討されてきた³。
- 規範的問題については、これまで以下のことが提案・検討されてきた。
 - 操作は定義上悪いものと考えられるのか、それとも定義上悪いとは限らないが状況に応じて悪いと考えられるのか、区別する必要がある。
 - ある操作的行為がさしあたり (prima facie) 悪いかどうかと、すべてを考慮して (all things considered) 悪いかどうかを、区別して考える必要がある。

¹ インフォームド・コンセントにかかわる議論が主となる。

² 広告にかかわる議論が主となる。

³ ただし、これまでの議論における限界にも意識を向ける必要がある。詳細については本ノートの2節を参照されたい。

- たとえ操作がさしあたり悪いとしても、他の考慮事項によって、すべてを考慮したとき必ずしも悪いとはといえない可能性がある。
- 仮に操作が悪いとして、それは厳密にはなぜなのかについては、**危害、自律の毀損、他人を手段として使うこと**などの視点から検討されてきた⁴。

⁴ この点においても、これまでに様々な議論が行われている。詳細については本ノートの3節を参照されたい。

はじめに

本ノートでは、諸外国の脳神経倫理ガイドラインや関連するレポートで示唆される論点として、操作（manipulation）の倫理学を取り上げて概説する。本ノートの目的は、操作の倫理学について近年英語圏で蓄積されている議論を整理・紹介することである。

操作に着目するべき理由として、事例を二つ紹介する⁵。

- 米国の大統領生命倫理委員会が 2015 年に公表した報告書 *Gray Matters* では、同意や意思決定の能力に障害を抱える人々を対象とした脳神経科学研究の倫理的問題が扱われており、その一環として「**インフォームド・コンセント (IC)**」が取り上げられる (Presidential Commission for the Study of Bioethical Issues 2015, ch. 3; cf. 村瀬 2020)。IC はどのような研究でも重要な論点だが、**同意や意思決定の能力が弱い人々に対して何をしたら IC を得たことになるかは明らかでない**。このような場合の「同意」について哲学・科学の両面から検討することが、このレポートの提言の一つである。
 - 明確に「操作」の語こそ使われていないが、論点は「通常の強制をしていなくても相手の行動・選択に影響を与える方法があり、それも倫理的問題を起こしうる」ということである。後述するように、これが操作の特徴だとされる。
 - よく似た問題提起として、たとえば脳神経エンハンスメントに関連した議論では「事実上の強制」という言葉が使われる⁶。この「事実上の」という表現は曖昧だが、この言葉を使って実際に問われている論点には操作をめぐる議論に近いものが多い。
- OECD が 2019 年に公表したワーキングペーパー ‘Responsible Innovation in Neurotechnology Enterprises’ は、神経科学を応用した技術が直面する倫理的・法的・社会的課題を列挙している (Garden et al. 2019, 18–19)。そこで扱われている論点の一つにも「操作」がある。具体的には、**脳神経科学の知見を使って広告やソーシャルメディアを「より効果的に」し、消費や政治活動について人々の行動に影響を与えることが「操作」と呼ばれ、倫理的懸念が指摘されている**。

⁵ 以下に挙げる白書・レポートの詳細は標葉・石田 (forthcoming) を参照されたい。また、近年この分野で注目されている「脳神経関連権 (neurorights)」についての議論のサーベイ論文でも、操作を適切に理解することが以後の議論にとって必要だと指摘されている (Ienca 2021, 10)。

⁶ 主な論点は石田 (2020, 17–18) を参照されたい。

以下では、応用倫理学の主題の一つとして「**操作の倫理学（the ethics of manipulation）**」を取り上げ、英語圏での議論を概観する。操作の倫理学について日本語で読めるまとまった文献は存在しないことに鑑みて、本ノートでは、基本的な論点整理を通して、操作をとりまく以後の議論の土台作りと素材提供を目指す。この目的のため、本ノートは、必ずしも脳神経科学とその応用に限らない「操作」一般の倫理的議論も扱う。

- 第1節では、本ノートで想定している「操作」が概ねどのようなものを説明し、以後の議論の導入とする。
- 第2節では、操作の定義問題を扱う。ここでは、操作という特有の現象をもっともよく（そして過不足なく）説明できるのはどのような特徴かを検討する。
- 第3節では、操作の規範問題を扱う。ここでは、操作は倫理的に悪いのか、また悪いとしてなぜ悪いのかを扱う。

1. 背景的説明

操作（manipulation）、**操作的である**（be manipulative）、**操作する**（to manipulate）といった語彙は、日本語でもよく使われる。他方で、本ノートで問題とする意味での「操作」は、必ずしも日本では馴染みがないかもしれない。そこで、まずは倫理学の分野で扱われる「操作」がどのようなものであるのかを概観したい。

【思考実験】

いま、太郎と花子がいるとしよう。太郎は行為 X をしようとしており、花子は太郎に X ではなく行為 Y をさせたいとしよう。また、花子は太郎に Y をするように説得できなかったとしよう。花子は強制以外に次のような手段で太郎の行動を変えさせよう。

【事例集⁷】

- A. 太郎に強いストレスをかける。その上で、太郎に Y をするように依頼する。
- B. 太郎にビデオメッセージを送る。そのメッセージには、見ると Y への好感度が高まるような画像が、ごく短時間だけ差し込まれている。（サブリミナル効果）
- C. 太郎に、X をしたがることへの罪悪感・劣等感・恐怖などを抱かせる。（ギルト・トリップなど）
- D. 太郎に過剰に親切にすることで、花子の依頼を断りにくくする。
- E. 太郎に対して、X をすることの欠点と Y をすることの利点を強調し、X をすることの利点と Y をすることの欠点を過小に言う。
- F. 太郎に Y を選択肢として示すにあたり、Y を実際よりよく見えるようにする。
- G. 太郎に、X をすると友人から嫌われると指摘する。（同調圧力）
- H. 太郎に対して、もし太郎が X をするならば絶交すると伝える。（感情的脅迫）

⁷ スタンフォード哲学百科事典（Stanford Encyclopedia of Philosophy: SEP）の ‘The Ethics of Manipulation’ の項目（Noggle 2020）で挙げられた事例をもとに、一部を改変ないし省略している。また、事例 A と事例 B は筆者による。

- 上記の思考実験に登場する花子の行動⁸には、「自分の都合がいいように相手の行動を変えさせているが、説得や強制をしているわけではない」という共通点がある。この共通点をもとに、**影響力行使のうち理性的説得でも強制でないもの**が「操作」の暫定的定義とされる⁹。
 - これを操作の定義として採用する文献として Faden, Beauchamp, & King (1986, 258) が知られている。また、上述のスタンフォード哲学百科事典 (SEP) における項目も、操作を論じるスタート地点としてこれを暫定的定義としている。
 - 他方で、後述するように、これでは「操作」にあまりに様々な行為タイプが含まれてしまう。実際には「操作」という単一のタイプを定義できないと主張する論者もいる (Kligman & Culver 1992; Todd 2013)。
 - 操作は、「**強制 (coercion)**」に加えて「**搾取 (exploitation)**」と対比される場合もある (Wood 2014)。操作が搾取に近い性質をもつようになる状況としては、本ノートの3.2 項のカント主義説についての説明を参照されたい。
- 操作は、同意の有効性が問題になる場面でしばしば話題に上がってきた。これまで操作を（部分的にであれ）話題にしてきた分野として代表的なものは次のとおりである。
 - 医療倫理学：インフォームド・コンセント (IC) が論じられるとき、操作は同意の有効性を損ないうるものとして指摘される (Faden, Beauchamp, & King 1986)。
 - ナッジの倫理学：ナッジは操作的だ (から悪い) という議論とそれへの応答に一定の蓄積がある (Blumenthal-Barby 2012; Blumenthal-Barby & Burroughs 2012; Wilkinson 2013; Hanna 2015; Noggle 2017; Nys & Engelen 2017; Schmidt & Engelen 2020)。

⁸ ここでは、特定の行為・選択・意思決定などについての介入を扱う。他方で、ある人の行為能力・意思決定能力そのものを奪って相手を完全に乗っ取ること、いわば全局的操作 (global manipulation) も考えられる (Noggle 2020, § 1.1)。こちらは主に哲学における自由意志論との関連で議論の蓄積がある。日常的な意味での「人を操る」で想起されるのは、通常はこの全局的操作だと思われる。全局的操作は、たしかに本ノートで扱う操作となんらかの理論的關係にあるかもしれないが、本ノートでは以後扱わない。

⁹ 我々は、環境のあらゆる側面から何らかの影響を受けている。そのため、「理性的説得でも強制でもない影響力行使」が操作だとするなら、原理的にはあらゆるものが操作的だということになるかもしれない。これは、ナッジの倫理学における「ナッジをしようがしまいが選択アーキテクチャの存在は不可避だ」という主張に対応する (cf. Sunstein 2015, 420–22; Tully 2019, 8; Schmidt & Engelen 2020, §3. ただしこうした主張への反論として Hausman & Welch [2010, 133]; Schmidt [2017, 406] をみよ)。以下ではこうした「操作の偏在」の問題をわきにおき、何らかの介入行為を通じた影響力行使に話を限定する。

- ビジネス倫理学：広告は操作的だ（から悪い）という議論とそれへの応答に一定の蓄積がある¹⁰（Arrington 1982; Santilli 1983; Beauchamp 1984; Crisp 1987; Phillips 1997）。

なお、ある行為が操作というカテゴリにあてはまるかどうかと、その行為が悪いかどうかは、まったく別の問題である。したがって、ある行為が操作的だと言ったとしても、それが悪いかどうかは保留されている。この点は日常的な言語の使用感といささか異なる場合があることに注意が必要である。前者（ある行為が操作というカテゴリにあてはまるかどうか）を2節で扱い、後者（ある操作的行為が悪いかどうか）を3節で扱う。

2. 操作の定義問題

操作は「影響力行使のうち理性的説得でも強制でないもの」と定義されることが多い。しかし、操作には、単に「説得でも強制でもない」を超えた性質もあるのではないかという議論の蓄積がある。ここでは、そのような議論にかかわる論点を概観しておきたい。

2.1. 形式的側面

まず、「操作」にカウントされる行為がどのような形をとりうるかを確認する。これによって、操作的行為には様々な形のものがあることが明らかになる（Barnhill 2014）。

- 被操作者の行為や意思決定に直接介入するか、それとも、被操作者を取り巻く人々や環境のありかたを変えることで操作対象の行為や意思決定を変えさせるか
 - 思考実験の事例 A, C, E, H は、太郎に直接介入する操作の例である。
 - 思考実験の事例 B, D, F, G は、太郎を取り巻く人々や環境を変える操作の例である。
- 被操作者の行為や意思決定を歪めることで操作者の望み通りに振る舞わせるのか、それとも、環境を変えることで被操作者自身に行為や意思決定を変えさせるか
 - 事例 A, B, C は、太郎の行為・意思決定を歪める操作の典型例である。

¹⁰ 広告にまつわる倫理的議論を扱った日本語文献として、『社会と倫理』21巻の「特集2：広告倫理研究の現在」に収録された各論文がある。このうち操作は主に杉本（2007）が取り上げている。なお、この特集には「広告倫理文献一覧」が付されている。併せて参照されたい。

- 事例 D, G は、太郎の行為・意思決定を歪めるというより、「与えられた状況での太郎の最善の行為・意思決定」が花子にとって好都合であるようにすることが、各々の操作の目的である¹¹。
- 被操作者の信念¹²に介入するか、それとも、感情に介入するか
 - 事例 E, F は、太郎の信念に介入する操作の典型例である。
 - 事例 C, D, G, H は、太郎の感情に介入する操作の典型例である。
- 操作の結果として被操作者にさせる行為・意思決定は、被操作者の利益に資するか、それとも反するか
 - 思考実験の事例集にあるどの事例についても、二つの行為 X と Y のどちらが太郎にとって「本当に」有益なのかを様々に想定できる。
 - たとえ被操作者の利益に資する行為であっても操作的でありうるか、またそれは悪いか、こうした問題についてはパターンリズムとの関連で議論の蓄積がある。ジェラルド・ドゥオーキンによる概説（Dworkin 2020）を参照されたい。
- 直近の行為・意思決定に介入するか、それとも、より長期的な「感じ方」に介入するか
 - 事例集にあるものは、基本的にすべてが X か Y かを選ぶ直近の意思決定に介入するものである。
 - 後者の例として挙げられているのは、アメリカ合衆国が陸軍省（the War Department）の名前を国防総省（Department of Defense）に変えることで陸軍省／国防総省に対する人々の感じ方を変えたという出来事である（Goodin 1980, 100; Barnhill 2014, 57）。

¹¹ 事例 D, G は、太郎が選択をする環境を変えることで「太郎の最善の行為・意思決定」が花子にとって好都合であるようにするというものである。これに似た操作の形式として、選択肢そのものを微妙に変えることによって「太郎の最善の行為・意思決定」が花子にとって好都合であるようにすることもできる。典型例は報酬で釣ることである。花子は、太郎に対して「もし Y をしたら 10,000 円あげる」と約束する（そして実際にあげる）ことで、太郎に Y を選ばせることができる。ただし、このとき太郎の選択肢そのものが変わっていることに注意されたい。太郎は、今や、X か Y かではなく、X か「Y をしてかつ 10,000 円を得る」かを選んでいる。

¹² 哲学用語としての「信念（belief）」は、「何かが成立していると考えたり信じたりしている状態」（金杉 2007, 5）を広く指す。これと日常語の「信念」との違いに注意されたい。日常語で「揺るぎない信念をもつ」などと言うときの「信念」は、変えがたい思い入れや信条やこだわりなどを指すが、哲学用語の「信念」にそういった特殊な含みはない（cf. 古田 2013, 8）。

- およそどのような人に対しても有効な介入か、それとも、特定の人の性格特性を前提として有効になる複雑な介入か
 - 事例 C, D, G, H は、太郎の性格によって効果を発揮する操作かもしれない。たとえば、もし太郎が他人の親切を何とも思わない人だとすると、事例 D のような操作は効果を発揮しない。
 - 事例 D, H は、前述のことよりさらに太郎に特化した操作かもしれない。たとえば、太郎にとって花子が唯一の友人であり、花子を失うことは生きる意味の喪失に値するとしよう。このとき、事例 H のような操作の効果は絶大だろう。
- 被操作者が介入に気付くか、それとも気付かないか
 - 事例 B は、太郎が気づかない操作の典型例である。そのほかの事例は、太郎に気付かせられることも気付かせないこともできる。
 - 他方で、被操作者が気付かないということこそが操作を強制から区別する特徴だと考える論者もいる (Baron 2003, 39)。
- また、操作者が「影響力の行使」を意図している必要があるかどうか立場が分かれる (Baron 2003; Manne 2014) 。
 - 事例 G では、花子は太郎の孤立を心から心配しているのであって、太郎の意思決定への介入は意図していないかもしれない。

2.2. 実質的側面

次に、「操作」の内容、とりわけある行為を操作的だと言いたくなる要素に着目する。操作によってどのような影響力が行使されるのかについて、大きく分けて三つの立場がある (Noggle 2020; cf. Wood 2014, 31–32)。

2.2.1. 熟慮の迂回

- 思考実験の事例 A, B, C, D を念頭におけば、操作の中核を占めるのは、太郎の熟慮が迂回されていることであるように思われる。
 - 操作を受ける側 (被操作者) はその操作に気付かない場合が多く、この「受け手に気付かれない」ということが操作と強制の大きな違いだとされる (Baron 2003, 39)。

- また、被操作者の感情に「つけ込む」ことも、操作の典型的特徴としてしばしば指摘される（Baron 2003, 44; Wood 2014, 32）。これは事例 C, D が典型例である。
- しかし、たいていの操作は被操作者の熟慮をむしろ前提とする（Gorin 2014）。
 - 事例 E, F, G, H において花子がしているのは、太郎に熟慮をさせないことではなく、太郎に熟慮させた上でその内容を花子にとって好都合なものとするのだ。「熟慮の迂回」を操作の定義に含めると、これらが操作に含まれなくなってしまう。
- それでは、操作対象の熟慮一般ではなく理性的熟慮を迂回することとして操作を理解すればよいだろうか（Raz 1986, 377–78）。つまり、たとえ太郎が熟慮をしていても、それが理性的な熟慮だといえなければ操作だと言ってよいだろうか。
 - 事例 E, F, G, H における太郎の熟慮は、確かに、何らかの意味で理性的ではない。
 - しかし、今度は操作に含むべきでないものが操作に含まれてしまう。たとえば次のものが考えられる¹³（Noggle 2020, §2.1）。
 - タバコの箱に傷んだ肺の写真を載せることは、タバコの害についての理性的熟慮ではなく写真の怖さで購買行動を左右している点で、喫煙者の理性的熟慮を迂回している（Blumenthal-Barby & Burroughs 2012, 4）。これは操作か？
 - 就活の面接に臨むにあたって見た目を整えることは、業務能力についての理性的熟慮ではなく外見の印象で採用判定をするように仕向けている点で、面接者の理性的熟慮を迂回している。これは操作か？

2.2.2. 嘘・騙し・ミスリード

- 思考実験の事例 E, F を念頭におけば、操作の中核を占めるのは、太郎が騙されていたりミスリードされていたりすることであるように思われる。
 - ここでは「騙す」を広く考える。典型的には誤信念を抱かせることがあてはまるが、欲求や感情といった信念以外のものについても「誤った」ものがあるとすれば、それについて

¹³ 以下の例は「理性的熟慮を迂回しているけれども操作ではないもの」の例として挙げられている。ただし、筆者（石田）は、いずれも操作として扱って問題ないのではないかと考えている。既に述べたように、ある行為が操作というカテゴリにあてはまるかどうかと、その行為が倫理的に悪いかどうかは、別問題である。以下の例を操作にカウントできないという考えは、以下の例が倫理的に悪くないという考えに由来しているのではないかと筆者は考えている。この点を精査することで、「操作」の理解が深まるだろう。

騙すことも含めて考える。事例 B は誤った欲求・感情を抱かせるものとして考えることもできる。

- しかし、たとえ事例 G, H において花子が嘘をまったくついていないとしても、これらは操作と呼ばれる。

2.2.3. 圧力

- 思考実験の事例 G, H を念頭におけば、操作の中核を占めるのは、太郎がなんらかの圧力をかけられていることであるように思われる。これは操作を「影響力行使のうち理性的説得でも強制でないもの」として理解する立場に近い。
- しかし、事例 E, F の「騙す」タイプの操作は、圧力をかけるとは限らない。

2.2.4. ハイブリッド理論

- 第二・第三の定義案の対立からわかるように、「操作」に我々が含めたいものが多様なために、単一の定義を与えることが困難であることが指摘されている (Todd 2013)。そこで、上で挙げた要素を何らかのしかたで組み合わせたものも操作の定義として提案されている (Rudinow 1978; Ackerman 1995; Greenspan 2003)。
- 他方で、ハイブリッド理論を擁護するには、どうしてそのような組み合わせをまとめて「操作」と呼ぶべきなのか、つまりそうして組み合わせられた各要素に共通する「操作」の核は一体何なのかという問題を考える必要がある。

3. 操作の規範問題

この節では、「操作はそれ自体で悪いのか」ならびに「仮に操作がそれ自体で悪いとして、それはなぜ悪いのか」という問いを扱う。なお、前節でみた「操作」をめぐる定義の議論は、操作の悪さ（とくに操作は必ず悪いのかどうか）考える上での前提条件を整理したものである。定義問題の考え方や視点によって規範問題の答え方も左右されることに注意されたい。

3.1. 予備的議論

この議論に入る前に、「悪い」の意味について予備的確認をする。なお、以下の論点は、必ずしも操作に限った事柄ではない。

- 「操作は定義上悪い」と考えるのか、それとも「操作の定義そのものは価値中立的であるものの一部の操作は悪い可能性がある」と考えるのか、この二つの場合を区別する必要がある。
- 「操作一般の悪さ」を論じているのか、「操作のうち特定の形をとるものの悪さ」を論じているのか、「操作としてカウントされる特定の行為・出来事の悪さ」を論じているのか、議論のレイヤーを区別する必要がある¹⁴。
 - 2.1 項でみたように、実際には様々なものが「操作」と呼ばれている。仮に操作が悪いと主張するとして、その悪さがこの多様な操作的行為のすべてに当てはまるのか、それともその一部にだけあてはまるのか、これを明確化する必要がある。
- 操作が悪いとしても、「プロタントに／その分だけ (pro tanto) 悪い」のか、「さしあたり (prima facie) 悪い」のか、「すべてを考慮して (all things considered) 悪い」のか、これらを区別する必要がある¹⁵。
 - 【事例：テロリスト】太郎は街に爆弾を仕掛けた。花子は太郎から爆弾のありかを聞き出そうとしているが、太郎は口を割らない。太郎は確信犯であり、強制が効かないとわかっている。そこで花子は、操作的な手段で（たとえば「あなたの子供が悲しむ」などと感情的脅迫をすることで）太郎に爆弾の場所を言わせた¹⁶。
 - 上の【事例：テロリスト】において、仮に、花子による操作がすべてを考慮して悪くないとしよう。それでも、この操作がさしあたりもしくはプロタントに悪い可能性が残されている。

3.2. 操作はなぜ悪いのか

3.1 でみた操作の悪さそのものの性質について合意するとしても、なぜ操作が悪いといえるの

¹⁴ 応用倫理学の研究においてこのように問いを分離することの意義については、たとえば Lippert-Rasmussen (2020, 21–24) を参照されたい。この文献はアファーマティブ・アクションを扱うものだが、ここでの指摘は、操作や他の主題を論じる上でも共通する。

¹⁵ あるもの X が「さしあたり (prima facie) 悪い」というのは、単純化すれば、X は暫定的に悪いのだが他の考慮事項によってその悪さが帳消しされうという立場である。さしあたりの悪さは、仮に X がすべてを考慮して (all things considered) 悪くないとわかったら、一切残らない。これに対して、X が「プロタントに／その分だけ (pro tanto) 悪い」というのは、単純化すれば、他の考慮事項にかかわらず X は一定量の悪さを伴う——ただし、量の問題として、他の考慮事項を合わせて考えるとよさが上回りうる——とする立場である。プロタントの悪さは、仮に X がすべてを考慮して (all things considered) 悪くないとわかったとしても残る。したがって、たとえ花子の操作がすべてを考慮して悪くないことに同意しても、その上で花子の操作をさしあたり悪いと考えるのか、それともプロタントに悪いと考えるのかでは、大きな違いがある。前者によれば、花子の操作は一切悪くないことになる。後者によれば、(他の考慮事項があるために正味で悪くないとはいえ) 操作の悪さは残る——操作をせずに爆弾のありかを聞き出せたならなおよかった——ことになる。

¹⁶ SEP で挙げられる事例をもとに細部を変えた (cf. Noggle 2020, §3.1)。

かについては立場が様々にありうる。このことは、操作一般の悪さをいう場合でも、特定の操作的行為の悪さをいう場合でも、等しく直面する問題である。

以下では、操作を悪くしている要素は何かについて、既存の議論を整理する（Noggle 2020）。

3.2.1. 危害説：操作が悪いのは、それが被操作者に危害を加えるからだ。

- 被操作者は、操作者の利益にしたがって、被操作者の利益に反したことをさせられるかもしれない。この意味で操作は被操作者にとって有害でありうる。また、もう少し広い意味で「危害」を捉えてもよい。たとえば、操作者が被操作者を支配したり従属させたりすることはそれ自体で危害だといえるかもしれない。
- しかし、たとえ被操作者の利益に反しない操作や、被操作者の利益にむしろ資する操作であっても、道徳的な悪さがあるかもしれない。典型的にはパターンナリスティックな操作を想定されたい（Dworkin 2020; 本ノートの 2.1 項もみよ）。
- この論点は、ナッジにかかわる倫理的議論（本ノートの 1 節をみよ）で蓄積がある。

3.2.2. 自律説：操作が悪いのは、それが被操作者の自律を毀損するからだ。

- 介入によって常に自律が毀損されるのか、また自律の毀損は常に（プロタントに、またはすべてを考慮して）悪いのか、こうした問題もナッジとの関連で議論の蓄積がある（本ノートの 1 節をみよ）。
- そもそも、操作が自律を毀損するとは限らない。以下の二つの事例が考えられる¹⁷。
- 被操作者の自律を尊重・促進するための操作というものがある。仮に、太郎は深く考えた末に暴力的な恋人から離れようと決心したのだが、いざ別れを切り出すにあたって躊躇してしまっているとしよう。太郎の友人である花子は、太郎が思い切って別れを告げられるよう仕向けるように太郎を操作をするとしよう。このとき、花子は太郎の自律をむしろ尊重・促進しているといえないか。
- 被操作者の自律を、たとえ短期的に毀損するとしても長期的には尊重・促進するような操作というものがある。仮に、遊びたがっている子供に対して勉強をするよう仕向けるよう

¹⁷ 両者とも、SEP を参考にした上で、事例を簡略化している（cf. Noggle 2020, §3.3）。

な操作をするとしよう。もし、勉強により子供の自律的行為能力が育まれるなら、この介入は長期的にみれば子供の自律を促進している¹⁸。

- 操作と自律の関係は、別の仕方でも疑わしい。自律的行為者どうしが恋愛関係にあるとき、この恋人たちは、「恋の駆け引き」を通して互いに相手进行操作しあっており、自律を部分的に失っているかもしれない。しかし、たとえ同じことを恋人以外からされたとしたら倫理的に問題だとしても、まさに恋人からされているという理由で、この自律毀損は問題ないかもしれない¹⁹ (Buss 2005)。
- つまり、自律毀損そのものが問題なのではなく、それを誰にどのようにされるかが問題であるのかもしれない。

3.2.3. カント主義説：操作が悪いのは、それが被操作者を道具・手段として扱うからだ。

- これは、有名な「人を手段としてのみ使うな」という立場を操作に応用したものである。
 - 「あなたの人格およびあらゆる他者の人格のうちにある人間性を、決して単に手段としてのみ扱わず、常に同時に目的としても扱うように行為せよ²⁰」。
- 操作は、「こういう介入をすると人はこういう反応をするので、それをうまく利用する」という介入であることが多く、それが問題視される (cf. Hill 1980; Mills 1995)。
- カント主義説は、操作を熟慮迂回システムとして理解した場合 (本ノートの 2.2 項をみよ) に、とりわけ適切であるように見える。
- この立場の問題点は、カント主義そのものの問題に由来する。カント主義が想定するのは極めて理性的な人格であり、また、そのように扱わなければ「人格を尊重せよ」という規範に違反したことになるという極めて強い要求を我々に課す。操作についても、カント主義にそのまま依拠すると、介入方法としては理性的説得しか認められないことになり、操作は定義上

¹⁸ この事例は、「短期的に自律を毀損している分だけその操作はプロタントに悪く、かつ、長期的に自律を促進している分だけその操作はプロタントによく、集計するとすべてを考慮してその操作はよい」という議論としても理解できる。

¹⁹ もちろん、これに対しては、「当人たちがそうした影響力の行使に同意しているから悪くないだけだ」と応答できるかもしれない。

²⁰ IV 429. 強調は引用者による。アカデミー版原文 (<https://korpora.zim.uni-duisburg-essen.de/Kant/aa04/429.html>; accessed 3 December 2021) および熊野純彦訳『実践理性批判／倫理の形而上学の基礎づけ』（作品社、2013 年）を参考にし、訳は筆者自身による。

すべて「人格の尊重」に違反するため悪いことになってしまう。しかし、これは過大な要求ではないだろうか。

- したがって、「被操作者を道具扱いしてはならない」という見解に訴えて操作の倫理的評価をするためには、カント主義にあまり依拠しすぎない立場を構築する必要がある。
- カント主義説の亜種のような立場として、操作の悪さを、社会的相互行為における不公平さに求める立場がある（Greenspan 2003）。ここで批判されているのは、社会的相互行為のありかたを規定するルールを決めるにあたって、他の参加者を理性的な交渉相手とみなすのではなく、自分ひとりで決めたルールに沿って動くものとみなすことの不公平さである。

3.2.4. 悪徳説：操作が悪いのは、それが操作者の徳の低さを反映しているからである。

- この立場は、先の三者とは異なり、操作的行為そのものの悪さを問題にしていない。そうではなく、操作的行為をする人の性格（徳）に悪さがあるのだとしている。
- 操作の悪さの悪徳説（Baron 2003）は次のような立場である。
 - 他者への介入には望ましいものから望ましくないものまでグラデーションがある。その上で、適切な介入が自然にできるというスキルの持ち主は優れた徳をもっており、反対に、不適切な介入を自然にしてしまう人は徳が低い。ここでいう適切性には、介入内容やタイミングや手段など様々なものが含まれる。
 - 介入の不適切性には大きく分けて二種類あり、一方は「介入しすぎ」であり、他方は「介入しなさすぎ」である。この「介入しすぎ」という悪徳が、操作的性格の悪さにあたる。
 - 逆側の悪徳である「介入しなさすぎ」に相当するのは、他人に無関心であったり臆病であったりするために介入するべき状況で介入できないことである。

3.2.5. 「他の考慮事項」について

- 仮に、操作の悪さを、プロタントないしさあたりの悪さとして理解するとしよう。この場合、別の考慮事項によって操作の悪さがオーバーライドされうる。
- では、どのような考慮事項であれば（どのような種類の考慮事項であれば、またどれほど重大な考慮事項であれば）操作の悪さをオーバーライドできるか。これは事例ごとに検討されなければならない。

おわりに

- 本ノートでは、応用倫理学の重要概念である操作（manipulation）につき、近年英語圏で蓄積されてきた議論を整理・紹介した。
- 他の倫理学の議論と同じように、操作の定義問題についても規範問題についても、完全に決着がついた論点があるとは言いがたい。とりわけ、操作の倫理学は、散発的に複数の論者が論じてきたものの、まとまった議論がなされるようになったのはごく近年のことにすぎない。したがって、本ノートでの議論の整理も、「さしあたりこれは言える」という議論の集積としての性質が強い。
- 「はじめに」で指摘したように、操作の倫理学は、ナッジや広告を倫理的に論じる上で既に必須考慮事項とみなされている。脳神経倫理学にとっても、各種報告書が提案するように、操作の問題は今後ますます現実的かつ必要なものとなっていくだろう。

参考文献

- Ackerman, Felicia. 1995. 'The Concept of Manipulativeness'. *Philosophical Perspectives* 9: 335–40.
- Arrington, Robert L. 1982. 'Advertising and Behavior Control'. *Journal of Business Ethics* 1 (1): 3–12.
- Barnhill, Anne. 2014. 'What Is Manipulation?' In Coons & Weber, *Manipulation*, 51–72.
- Baron, Marcia. 2003. 'Manipulativeness'. *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association* 77 (2): 37–54.
- Beauchamp, Tom L. 1984. 'Manipulative Advertising'. *Business and Professional Ethics Journal* 3 (3/4): 1–22.
- Blumenthal-Barby, J. S. 2012. 'Between Reason and Coercion: Ethically Permissible Influence in Health Care and Health Policy Contexts'. *Kennedy Institute of Ethics Journal* 22 (4): 345–66.
- Blumenthal-Barby, J. S., and Hadley Burroughs. 2012. 'Seeking Better Health Outcomes: The Ethics of Using the "Nudge"', *American Journal of Bioethics* 12 (2): 1–10.
- Buss, Sarah. 2005. 'Valuing Autonomy and Respecting Persons: Manipulation, Seduction, and the Basis of Moral Constraints'. *Ethics* 115 (2): 195–235.
- Coons, Christian, and Michael Weber eds. 2014. *Manipulation: Theory and Practice*. Oxford University Press.
- Crisp, Roger. 1987. 'Persuasive Advertising, Autonomy, and the Creation of Desire'. *Journal of Business Ethics* 6 (5): 413–18.
- Dworkin, Gerald. 2020. 'Paternalism'. The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Fall 2020 edition),

- edited by Edward N. Zalta.
<https://plato.stanford.edu/archives/fall2020/entries/paternalism/>
- Faden, Ruth R., Tom L. Beauchamp, and Nancy M. P. King. 1986. *A History and Theory of Informed Consent*. Oxford University Press.
- Garden, Hermann et al. 2019. 'Responsible Innovation in Neurotechnology Enterprises'. OECD Science, Technology and Industry Working Papers, no. 2019/05. OECD Publishing. doi.org/10.1787/9685e4fd-en/
- Goodin, Robert E. 1980. *Manipulatory Politics*. Yale University Press.
- Gorin, Moti. 2014. 'Do Manipulators Always Threaten Rationality?' *American Philosophical Quarterly* 51 (1): 51–61.
- Greenspan, Patricia. 2003. 'The Problem with Manipulation'. *American Philosophical Quarterly* 40 (2): 155–64.
- Hanna, Jason. 2015. 'Libertarian Paternalism, Manipulation, and the Shaping of Preferences'. *Social Theory and Practice* 41 (4): 618–43.
- Hausman, Daniel M., and Brynn Welch. 2010. 'Debate: To Nudge or Not to Nudge'. *Journal of Political Philosophy* 18 (1): 123–36.
- Hill, Thomas E., Jr. 1980. 'Humanity as an End in Itself'. *Ethics* 91 (1): 84–99
- Ienca, Marcello. 2021. 'On Neurorights'. *Frontiers in Human Neuroscience* 15: 701258.
- Kligman, Michael, and Charles M. Culver. 1992. 'An Analysis of Interpersonal Manipulation'. *Journal of Medicine and Philosophy* 17 (2): 173–97.
- Lippert-Rasmussen, Kasper. 2020. *Making Sense of Affirmative Action*. Oxford University Press.
- Manne, Kate. 2014. 'Non-Machiavellian Manipulation and the Opacity of Motive'. In Coons & Weber 2014, *Manipulation*, 221–245
- Mills, Claudia. 1995. 'Politics and Manipulation'. *Social Theory and Practice* 21 (1): 97–112.
- Noggle, Robert. 2017. 'Manipulation, Salience, and Nudges'. *Bioethics* 32 (3): 164–70.
- . 2020. 'The Ethics of Manipulation'. The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Summer 2020 edition), edited by Edward N. Zalta.
<https://plato.stanford.edu/archives/sum2020/entries/ethics-manipulation/>
- Nys, Thomas RV, and Bart Engelen. 2017. 'Judging Nudging: Answering the Manipulation Objection'. *Political Studies* 65 (1): 199–214.
- Phillips, Michael J. 1997. *Ethics and Manipulation in Advertising*. Quorum Books.
- Presidential Commission for the Study of Bioethical Issues. 2015. *Gray Matters, Vol. 2: Topics at the Intersection of Neuroscience, Ethics, and Society*. Presidential Commission for the Study of Bioethical Issues.

<https://bioethicsarchive.georgetown.edu/pcsbi/node/4704.html>

Raz, Joseph. 1986. *The Morality of Freedom*. Oxford University Press.

Rudinow, Joel. 1978. 'Manipulation'. *Ethics* 88 (4): 338–47.

Santilli, Paul C. 1983. 'The Informative and Persuasive Functions of Advertising: A Moral Appraisal'. *Journal of Business Ethics* 2 (1): 27–33.

Schmidt, Andreas T. 2017. 'The Power to Nudge'. *American Political Science Review* 111 (2): 404–417

Schmidt, Andreas T., and Bart Engelen. 2020. 'The Ethics of Nudging: An Overview'. *Philosophy Compass* 15 (4): e12658. doi.org/10.1111/phc3.12658

Sunstein, Cass R. 2015. 'The Ethics of Nudging'. *Yale Journal on Regulation* 32 (2): 413–50.

Todd, Patrick. 2013. 'Manipulation'. In *International Encyclopedia of Ethics*, edited by Hugh LaFollette, 3139–45. Blackwell.

Tully, Kendra. 2019. 'Odd Bedfellows: How Choice Architecture Can Enhance Autonomy and Mitigate Inequality'. *Behavioural Public Policy*, online first. doi.org/10.1017/bpp.2019.36

Wilkinson, T. M. 2013. 'Nudging and Manipulation'. *Political Studies* 61 (2): 341–55.

Wood, Allen W. 2014. 'Coercion, Manipulation, Exploitation'. In Coons & Weber 2014, *Manipulation*, 17–50.

石田 柊（2020）「神経科学・脳科学をめぐる ELSI 的視点——潜在的バイアスにかかわる道徳的諸問題に注目して」『ELSI NOTE』6 巻。

金杉武司（2007）『心の哲学入門』勁草書房。

標葉隆馬・石田 柊（forthcoming）「脳科学／脳情報科学をめぐる ELSI・ガバナンスに関する近年の国際的議論」『ELSI NOTE』。

杉本俊介（2007）「広告は消費者の自律を侵害するのか？」『社会と倫理』21 号、118–28 ページ。

古田徹也（2013）『それは私がしたことなのか——行為の哲学入門』新曜社。

村瀬泰菜（2020）「神経科学分野に関する米国大統領生命倫理委員会報告書の概要」『ELSI NOTE』7 巻。

ELSI NOTE No. 14

操作（**manipulation**）の倫理学：
論点の概観

令和3年12月10日



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

 大阪大学